



令和5年度から空き家の解体に関する新たな補助制度を設けました。すでにある補助制度と同様、活用するための要件がありますので、解体を考えている方はお気軽にご相談ください。

令和5年3月末現在、市内には1565件もの空き家が存在しています。昨冬は空き家の管理不足による倒壊も見られました。

雪解け後の今、改めて所有している空き家の外観などの傷み具合を確認し適切な管理を心がけましょう。

特定空家等解体撤去資金助成事業

本事業の対象となる「特定空家等」とは

損傷が著しく、周囲に悪影響を及ぼすおそれがあると市が認めた空き家をいいます

- ◇対象 特定空家等の所有者などまたは町内会など
- ◇補助率 解体工事費用の2分の1（家財道具の処分費用は対象外）
- ◇補助上限額 所有者などは50万円、町内会などは上限なし



空家等解体撤去促進事業

本事業の対象となる「空家等」とは

周囲に危険を及ぼすおそれのある空き家（特定空家等の基準に満たない空き家）をいいます

- ◆対象 空家等の所有者など
- ◆補助率 解体工事費用の2分の1（家財道具の処分費用は対象外）
- ◆補助上限額 25万円

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎73-2115)



保険料の納め忘れはありませんか？

令和5年度の国民年金保険料は

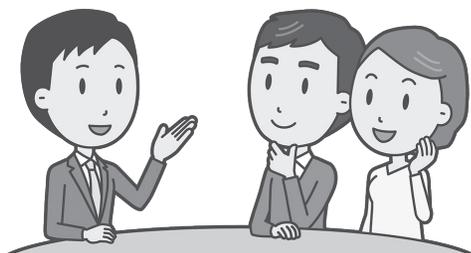
月額 **16,520** 円です

※1号被保険者の保険料

日本年金機構では、国民年金保険料を納期までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納付いただくよう案内をしています。

保険料が納め忘れの状態でも万一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料免除・納付猶予制度がありますので、市民課国保年金班または各総合支所で手続きをしてください。



問 大曲年金事務所 (☎0187-63-2296)、市民課国保年金班 (☎55-8164)